

公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価 の適用について

滋賀県土木交通部では、令和5年3月1日から適用する公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）を決定しました。

令和5年3月1日以降の単価基準日を適用して予定価格を積算している工事・業務委託等については、この新労務単価が適用されていますので、入札・見積り等を行う際にはご注意ください。